

2002 年 7 月 29 日

食品の表示制度に関する懇談会

座長 本間清一様

日本生活協同組合連合会

小沢理恵子

食品の表示制度に関する懇談会「中間報告」とりまとめに向けての意見

食品表示制度に関する懇談会「中間報告」とりまとめにあたり、この間の 4 回にわたる議論を踏まえ、以下のように意見を提出いたします。

今回の表示制度懇談会開催は「BSE 問題に関する調査検討委員会報告」において食品表示制度について一元的に検討し、そのあり方を見直す旨の提言があったことによるものである。また、食品の安全行政全体について、その組織のあり方、施策について国民は大きな疑問を附し、改革のゆくえを見守っている。すでに与党の食の安全確保に関するプロジェクトチームにおいても、「消費者等の意見を十分に聞きながら、表示項目、監視体制及び罰則にわたる一元的見直しを行い、その結果に基づき組織体制を整備するとともに、食品表示制度に関する法律の一元化などの法整備に努めることが必要である」との提言がなされている(6 月 4 日)。この「法律の一元化などの法整備」について、具体的に伝えていくことが必要と認識する。

今日、消費者の 8 割近くが、「食品の表示の信用がなくなった」と考えている状況において、ただ単に用語・概念など個別問題の整理だけで済む問題とは考えられない。やはり、この懇談会としても、法制度のあり方を抜本的に見直す姿勢と内容の提示が明記された「中間報告」が必要と考える。

1．表示に関する各法律が別々に存立している中で、その目的もそれぞれ異なっている。そうした事に起因する弊害を改善するためにも消費者の権利としての「表示」の原則を定める法律が必要である。一本化された「食品表示法(仮称)」の制定が必要である。

2．各省庁間の連携強化の必要性については、どの委員のご発言にもあったと考える。これを確実なものとするために単なる「有機的連携」に留まる表現ではなく、連携強化を担保するしくみ、システムが必要である。農水省、厚生省、公生取引委員会とともに表示行政を推進する事務局(省庁間の連絡調整会議の事務局)を置くことを提案する。

３．監視の業務は、実質的には地方行政の場で自治体首長の権限で運用されていると考えられる。今後も表示法を管轄する行政機関と、地方行政の連携のあり方について、特に地方行政の監視業務が強化される方向で検討される必要がある。

４．行政組織の連携と同時に、関係者組織(消費者団体、生産者団体、流通団体)ごとの表示検討組織づくりが必要である。

５．今後、表示制度の個別表示事項の見直しにあたっては、第３回委員会参考資料１の「個別事項の関する対応方向」に例示された以外にも消費者が戸惑っている点はあると思われるので、今後対応方向を検討するにあたっては、ワーキンググループなど関係者協議の場を設定していくことを提案する。

[その他個別事項に関連して]

中間とりまとめ骨子案 P 2 イ)表示対象者の件があがり、この点については、具体的な論議はなされていないが、いずれにしても、今後、表示を進める上で「原材料業者」の表示義務を明記する必要がある。(川上からの情報がないと川下での表示は担保できない件。アレルギー表示の原材料遡及の例がある。)

とりまとめ骨子案 P 2 . 3 (3)のその他の中で、トレーサビリティにふれているが、その実現のためにもまず「各工程の記録の作成と保管」が重要であることを押さえること。

P 2 . 4 . (2)監視体制のあり方の中で「既存の監視体制の有効活用を図る」としているが、その内容を具体的にすることが必要である。

P 3 . 5 . 情報提供等 パンフレットの有効活用について、消費者が接しやすい様々なルートを活用すべきという意見が出されていたが、具体的には民間ルートを活用すること、例えば、行政がパンフレットの「版下」を民間にも提供して、広く活用できることなどさらに柔軟な対応を検討すること。

「おわりに」の部分でふれる点として、「定期的に見直していくことが必要」だと加える。

以上